

社会保障審議会障害者部会
会長 潮谷義子様

財団法人 日本知的障害者福祉協会
会長 小坂孫次

サービス体系に係る追加要望

○施設入所者の経過措置に対する要望

与党PT（報告書）に謳われているように、現に施設に入所している者については、希望すれば継続して利用できるよう対応していただきたい。

障害者自立支援法におけるサービス利用は、障害程度区分による利用制限があるが、利用者の選択の自由を奪うものである。

国は、これに対する経過措置として、現に施設に入所している利用者については、障害程度区分に係わらず5年間（平成平成24年3月まで）の施設入所支援の利用を認めている。

これにより、平成24年4月以降、施設入所支援（生活の場）と生活介護の組み合わせの利用の場合、障害程度区分3以下の利用者は施設入所支援の利用ができなくなるが（区分2以下の場合は生活介護の利用も出来なくなる）、現状の障害程度区分の分布状況（社会保障審議会障害者部会資料より）を見ると、区分4以上は51.5%であり、多くの利用者が施設入所支援からの退所を余儀なくされることとなる（50歳以上の人は区分3以上で利用可能）。

また、施設入所支援と就労継続支援の組み合わせの利用についても、同様に平成24年3月までの経過措置となっていることから、日中活動として就労継続支援を利用する入所者は、たとえ区分4以上の利用者であっても、全員施設入所支援（生活の場）から退所しなければならない事態となることから、これらについて見直しを図っていただきたい。

○入所施設の地域の拠点的な役割を求める要望

与党PT（報告書）に謳われているように、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、入所施設の拠点的な役割を重視していただきたい。

様々なニーズの受け入れが可能な入所施設の役割を再評価し、入所施設の地域における拠点的な役割を重視した基盤整備を進めていただきたい。

○事業体系の見直しと簡素化に向けた要望

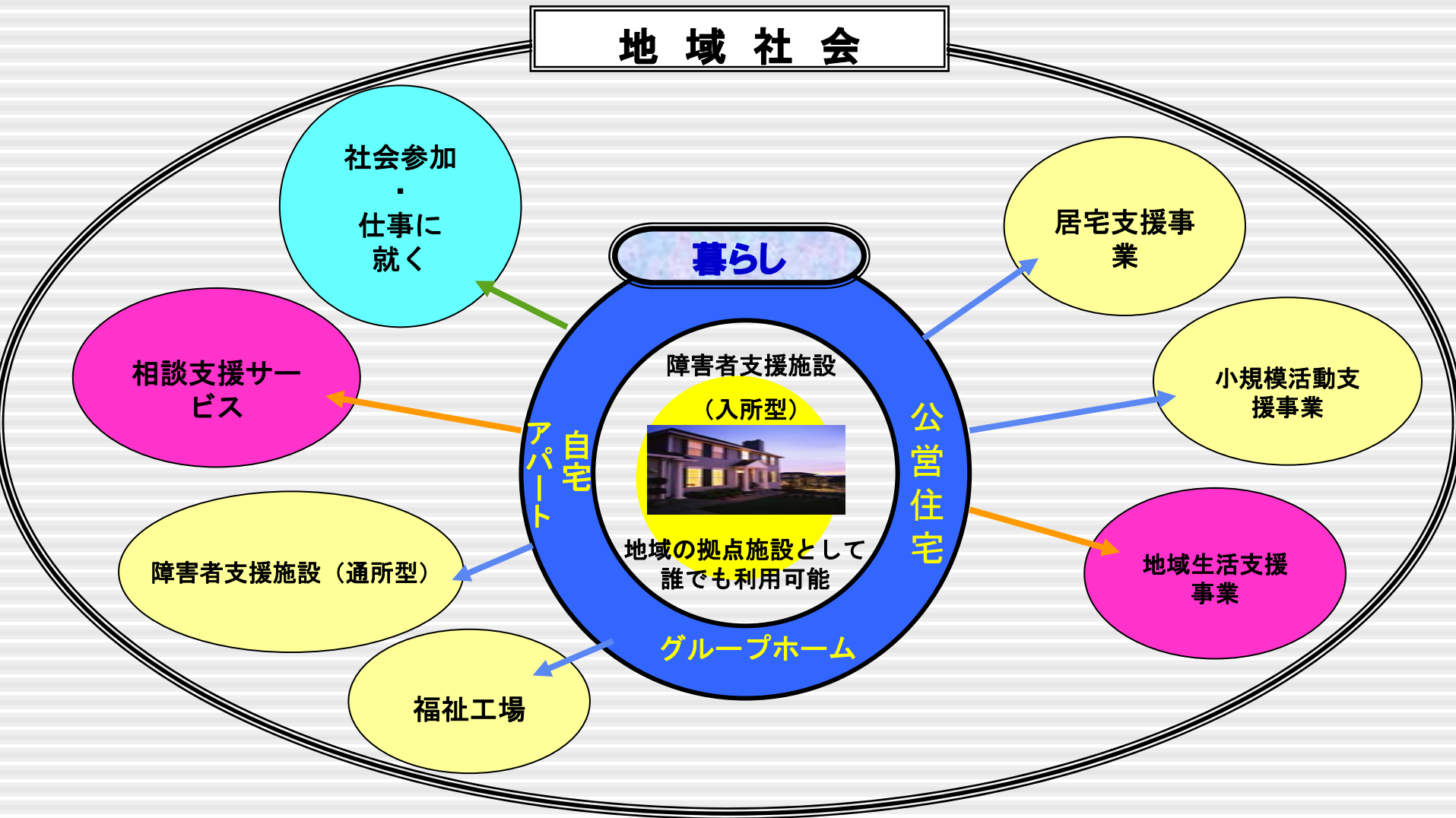
障害者自立支援法による事業体系は、旧法に比べ簡素化されたとしているが、サービス費（報酬）の支給が介護給付と訓練等給付にわかれ、日中活動サービス等が多機能型として複雑になっています。利用できるサービスの選択肢が増えることは好ましいが、その反面、事務等の繁雑さが多くなっていることに簡素化の配慮を求めます。例えば事務職員の配置を基準化する等の措置が必要と考えます。

また、いくつものサービスを一箇所で利用する場合はサービス管理責任者等で支援計画を作成するのであれば、一本の契約に盛り込む等の簡素化は考えられるべきであります。

さらに、義務的経費としてなっている介護給付と訓練等給付を「自立支援給付」として一本化し、利用する側にもわかりやすい事業体系の簡素化を求めます。

特に知的障害児・者の移動支援、日中一時支援等の利用は、平成15年の支援費制度のときには多く利用されていたにもかかわらず、障害者自立支援法施行で市町村にサービスが移行されたことにより支給量が低減し、事業者の経営基盤を揺るがすものとなっていることから、市町村で行う地域生活支援事業の移動支援、日中一時支援等は義務的経費とすることを求めます。（資料4参照）

利用者の希望によるサービスの選択と事業体系の見直し(案)



平成20年11月6日 現在

利用者の希望によるサービスの選択と事業体系の見直し(案)

【目指す方向】

○施設・事業体系の簡素化

障害者支援施設(入所型)：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型、と施設入所支援を統合し、**一本化した**サービス提供体制とする。併せて短期入所と日中一時支援も利用可

障害者支援施設(通所型)：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型を統合し、名称を障害者支援施設(通所型)とする。併せて日中一時支援も利用可

- 福祉工場**：就労継続支援A型の名称を福祉工場とする。
- グループホーム**：グループホーム・ケアホーム・福祉ホームを統合し、名称をグループホームとする
また、**新設をする際等には施設整備費の対象とする**
- 自立生活移行型**：自立訓練事業宿泊型をグループホームの一部とし、名称を自立生活移行型とする
- 居宅支援**：居宅介護に行動援護と移動支援を含め、名称を居宅支援とする

○障害程度区分は名称を「支援尺度」とし、個別支援計画指針にする。

○介護給付と訓練等給付を統合し、名称を「自立支援給付」とする。

○児童については、障害者自立支援法による施設体系に組み込まず、児童福祉法の中で行う。

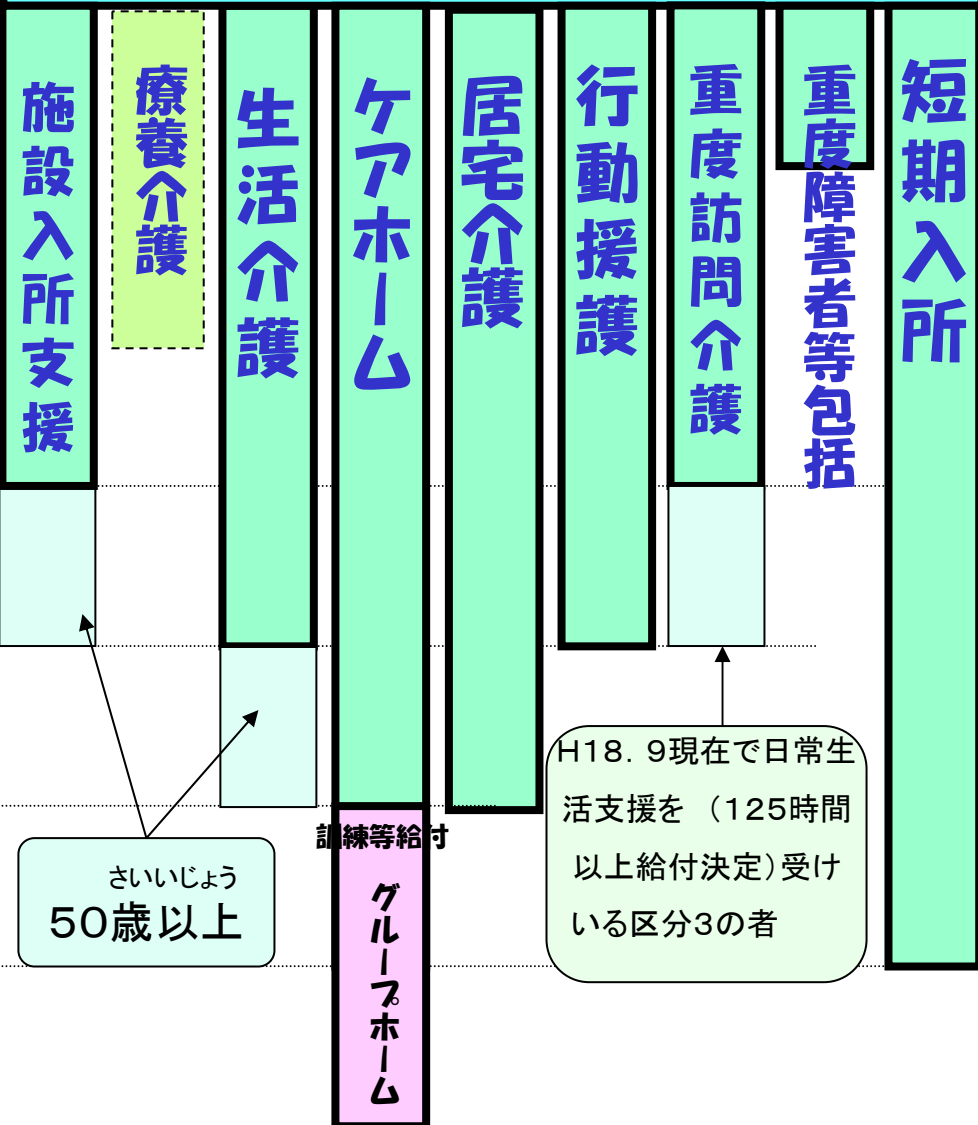
○全てのサービス事業において利用制限及び利用期間**制限**を撤廃する。

○支給決定については、市町村によりばらつきがあることから、当面は都道府県によって行う。

障害程度区分により利用できるサービス(現行)

介護給付

- くぶん区分6
- くぶん区分5
- くぶん区分4
- くぶん区分3
- くぶん区分2
- くぶん区分1
- ひがいとう 非該当



さいいじょう
50歳以上

H18. 9現在で日常生活支援を(125時間以上給付決定)受けている区分3の者

訓練等給付
グループホーム

訓練等給付

- 自立訓練 (利用期限は2年間)
- 就労移行 (利用期限は2年間)
- 就労継続A型・B型

地域生活支援事業

- 移動支援・相談支援
- 地域活動支援センター・日中一時支援

知的障害者の支援度とサービス体系 日本知的障害者福祉協会(案)

支援
尺度

自立支援給付（一本化） ※義務的経費

居宅生活
支援給付

支援度3

支援度2

支援度1

検討

個別支援計画

障害者支援施設（入所型）
日中活動と一本化
★ ★
（短期入所及び日中一時支援も可能）

自立生活移行型

*2

グループホーム
（短期入所も可能）
●ケアホーム・福祉ホーム等を統合
*1

障害者支援施設（通所型）
★★ ★
（短期入所・日中一時支援も可能）

●生活介護
●就労継続B型
●自立訓練
●就労移行と統合

福祉工場

（就労継続A型）

小規模活動支援施設（20名未満）

居宅支援

（行動援護・移動支援等含む）

地域活動支援センター
・相談支援

★：重複障害者等には、別途加算を行う

★★：自立訓練（生活訓練）の日中部分の機能は、入所、通所施設のすべての事業に共通するものとする

*1：グループホームの新設を行う際等には福祉施設整備費の対象とする

*2：自立生活移行型とは、従来の自立訓練（生活訓練）宿泊型の機能を指す

個人ニーズによる利用

【平成20年11月6日 現在】